

【交付書面】
証券コード 4998
2025年6月11日

株 主 各 位

東京都千代田区神田美倉町11番地

フマキラー株式会社

代表取締役社長 大 下 一 明

第76期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第76期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.fumakilla.co.jp/>

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/4998/teiji/>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月26日（木曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月27日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

2. 場 所 広島県廿日市市梅原一丁目11番13号
当社広島工場会議室
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項

1. 第76期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第76期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

議 案 剰余金処分の件

以 上

◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

なお、監査役及び会計監査人は、次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

- ・事業報告の「業務の適正を確保するための体制」
- ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ・計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁インターネット上の各ウェブサイトにてその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

株主総会当日は、軽装でご来場くださいますようお願い申し上げます。また、当社役員及び係員につきましても、ノーネクタイのクールビズスタイルを励行させていただきますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

お身体が不自由な株主様へ

当日の車いすのサポートや座席への誘導、受付の筆談サポート等が必要な場合や、同伴の方がいらっしゃる場合には、前日までにご連絡をお願い申し上げます。また、車椅子の方がご利用いただけるお手洗いがございませんので、事前にお済ませの上お越しく下さい。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

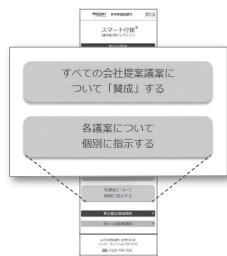
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

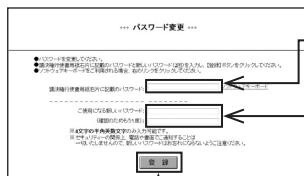
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

☎ 0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く 9:00~21:00)

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）におけるわが国経済は、円安を背景にした物価上昇により個人消費に弱さが見られた一方で、輸出企業を中心に企業業績は堅調に推移しました。世界経済においては米中間で激化する貿易摩擦の議論や金融引き締めなどにより景気減速が懸念され、先行きが不透明な状況が続いております。

このような状況の中で、当社グループは「ひとの命を守る。ひとの暮らしを守る。ひとを育む環境を守る。わたしたちは、世界中の人々がいつまでも安心して快適に暮らすことのできる社会づくりに貢献していきます。」という経営理念のもとで、それぞれの国に最適な高効力・高品質の商品を提供し、世界中のより多くの人々に安心を届けることを目指しています。

特に、この数年でグループ全体の事業領域と欧州展開をはじめとする地理的な拡大が進んだため、それらの経営基盤強化と事業展開のスピードアップを積極的に進めてまいりました。

その結果、連結売上高は前年同期比9.1%増の738億54百万円（為替変動の影響を除くと4.7%増）となりました。

国内売上は、殺虫剤市場が拡大したことで国内向けの殺虫剤売上が伸長した一方で、越境ECの売上が減少したこともあり、前年同期比3.5%減の276億38百万円となりました。

一方、海外売上は、主力の東南アジア各国に加えて欧州などでも現地通貨ベースで前年を上回り、円貨ベースでは円安の影響も受けた結果、前年同期比18.4%増の462億15百万円（為替変動の影響を除くと10.8%増）となりました。

次に、売上原価は、前年同期比36億40百万円増加し513億2百万円、売上原価率は69.5%となり、前年同期より0.9ポイント減となりました。売上総利益は225億52百万円（前年同期比12.7%増）となりました。

販管費につきましては、販促経費、人件費等が増加した結果、前年同期比13.1%増の199億5百万円となりました。

これらの結果、営業利益は26億46百万円（前年同期比10.1%増）、経常利益は25億20百万円（前年同期比10.0%減）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は14億62百万円（前年同期比6.2%増）となりました。

次に、商品部門別の外部売上高の概況についてご報告申し上げます。

	前連結会計年度	当連結会計年度	増減額	増減率
	百万円	百万円	百万円	%
殺虫剤	53,868	60,157	6,289	11.7
家庭用品	2,036	1,973	△63	△3.1
園芸用品	4,189	4,256	67	1.6
防疫剤	1,484	1,436	△47	△3.2
その他	6,093	6,030	△63	△1.0
合計	67,672	73,854	6,181	9.1

殺虫剤部門

殺虫剤部門は、国内向けの売上は市場が拡大したことから伸長した一方で、越境ECの売上が減少したことから、143億41百万円（前年同期比6億97百万円減、4.6%減）の売上となりました。

海外におきましては、東南アジアでは主要各国の売上が現地通貨ベースで前期を上回り順調に成長し、欧州でもイタリアで展開する2社がいずれも現地通貨ベースで前期を上回り、さらに円安の影響を受けたことから458億16百万円（前年同期比69億86百万円増、18.0%増）となりました。

国内及び海外の殺虫剤合計の売上高は601億57百万円（前年同期比62億89百万円増、11.7%増）となりました。

家庭用品部門

家庭用品部門は、主力のアルコール除菌剤の売上が競争激化の中で前期並みとなり、除湿剤の売上が前期を下回ったことなどから家庭用品の売上高は19億73百万円（前年同期比63百万円減、3.1%減）となりました。

園芸用品部門

園芸用品部門は、これまで売上をけん引してきた除草剤の売上が減少した一方で、殺虫殺菌ハンドスプレーやネズミ対策商品等の新製品の売上に加え、既存製品においてもカメムシの大量発生によってカメムシ関連商材など園芸用不快害虫商品の売上が前期を上回ったことから園芸用品の売上高は42億56百万円（前年同期比67百万円増、1.6%増）となりました。

防疫剤、その他の部門

防疫剤部門の売上高は、14億36百万円（前年同期比47百万円減、3.2%減）となりました。

その他の部門の売上高は、60億30百万円（前年同期比63百万円減、1.0%減）となりました。

(2) 設備投資及び資金調達状況

当連結会計年度の設備投資は、新製品関連の生産設備並びに金型等、総額16億91百万円の投資を行い、所要資金は自己資金で充ちました。

(3) 企業集団が対処すべき課題

赤道近くの国々では、蚊が媒介するマラリアやデング熱などの感染症でいまだに多くの命が奪われています。そこでは、殺虫剤は命を守るための必需品です。

当社グループは、経営理念のもと、殺虫剤、家庭用品、園芸用品をコア事業と位置づけ、世界中の人々がいつまでも安心して快適に暮らすことのできる社会づくりに貢献する商品を提供しています。このことは当社グループの事業そのものがSDGsの目標3、「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する」のターゲット3.3「2030年までに、エイズ、結核、マラリア及び顧みられない熱帯病といった伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する。」を実践していることに他なりません。

世界全体が様々な要因によって不確実性を増しており、景気の先行きは見通せない状況のなか、当社グループは経営理念を実現するため、それぞれの国に最適な高効力・高品質の商品を提供し、世界中のより多くの人々に安心を届けることを目指しています。

特に、この数年でグループ全体の事業領域と欧州展開をはじめとする地理的な拡大が進んだため、それらの経営基盤強化と事業展開のスピードアップを積極的に進めてまいります。

これからも、多様なリスクが複雑に絡み合う状況に対し、より柔軟に対応するため、様々な経営課題に取り組んでまいります。

(日本のフマキラーグループの課題)

当社グループは、これまでに培ってきた技術とノウハウを結集した画期的で魅力的な新商品の開発、高品質で効率的な生産、販売力の強化、流通チャネルの拡大などによって、お客様が必要なときに十分な量ができるだけ早く手に取っていただけるように開発・生産・販売体制を整備し、事業の拡大に取り組んでまいります。

その一環として、研究開発体制及び生産体制の強化を実現するため、当社広島工場内に研究開発棟及び生産設備から構成されるブレンズ・パーク広島の建設・拡充を進めております。

特に研究開発棟は中長期的に新たな価値を創り出す拠点としてフマキラーグループの未来を担います。私たちは、こうした研究開発環境の改革を通じて、ウイルス・細菌・アレルギーなど暮らしの周りに潜む見えないリスクへの対策等消費者の生活シーンに安心安全を提供する製品を提案し、さらなる企業価値の向上に努めてまいります。

また、外来生物に対しては、既に日本に定着しているアルゼンチンアリやクビアカツヤカミキリ、セアカゴケグモ、抵抗性トコジラミ（ネッタイトコジラミ）といった害虫の防除に繋がる製剤開発のみならず、次々に侵入が確認されるヒアリ等の外来生物の水際対策法の確立といった予防策の立案にも注力し、官公庁や各自治体、公共機関等とも連携しつつ日本の生態系を守る研究開発を推進してまいります。

（海外のフマキラーグループの課題）

世界では害虫が媒介する感染症によって健康が損なわれ多くの命が奪われています。当社グループは持てる経営資源を投入し、一人でも多くの人々を感染症の被害から守っていきます。海外では現在、インドネシア、マレーシア、タイ、ベトナム、ミャンマー、インド、メキシコ、イタリアの子会社で製造販売または販売を行っています。また、中南米・中近東の2ヶ国で技術指導による現地生産を行っており、世界約70ヶ国に及ぶ海外ネットワークを構築しております。

イタリアにおいて、2021年に「FUMAKILLA EUROPE S.R.L.」の操業を開始し、2022年には「ZAPI INDUSTRIE CHIMICHE S.P.A.」を株式取得によって子会社化しました。これらはそれぞれの強みを発揮することで、欧州市場における当社の事業基盤強化に貢献しております。

これまで海外商品の研究開発は、日本以外ではインドネシア、マレーシアの開発拠点で行ってまいりましたが、イタリアの2社が加わることで、ヨーロッパにも開発拠点が加わり、海外での研究開発はさらに強化されました。

今後も、国内と海外子会社間の連携強化とグループ・シナジー効果を高めて海外事業の拡大と収益力の強化を図り、グローバルな競争力を持つ企業を目指してまいります。

（収益力と財務状況の改善）

当社グループの収益性を改善するために、国内外の開発、生産、営業の各部門において、商品アイテムの見直し、製造原価の低減、在庫の適正化、製品価値に基づいた適正価格での販売、広告宣伝費や販売推進費等のマーケティング費用を含めた販管費の効率的・効果的運用等の課題により一層取り組んでまいります。

（エステー株式会社との協業の推進）

当社はエステー株式会社と資本業務提携を行っております。営業・開発・生産・海外の各分野でそれぞれ課題を取り上げ、一定の成果を上げつつあります。引き続き業務提携の取り組みを通じて、業容拡大並びに企業価値及び株主共同利益の向上に努めてまいります。

(4) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 73 期 (2021.4~2022.3)	第 74 期 (2022.4~2023.3)	第 75 期 (2023.4~2024.3)	第 76 期 (2024.4~2025.3) 当連結会計年度
売 上 高(百万円)	52,729	61,712	67,672	73,854
経 常 利 益(百万円)	2,541	2,315	2,798	2,520
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益(百万円)	1,391	668	1,377	1,462
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	84円42銭	40円58銭	83円58銭	88円77銭
総 資 産(百万円)	54,520	57,370	62,366	64,970
純 資 産(百万円)	21,167	22,890	25,602	27,723

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第73期の期首から適用しており、第73期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
日 広 産 業 株 式 会 社	30百万円	99.8%	家庭用品、園芸用品の製造
大 下 製 薬 株 式 会 社	10百万円	85.0%	殺虫剤、家庭用品の製造
フマキラー・トータルシステム株式会社	160百万円	50.0%	防疫剤の販売、シロアリ施工工事等
F S ブ ル ー ム 株 式 会 社	90百万円	100.0%	種苗、花卉製品の製造販売
P T . F U M A K I L L A I N D O N E S I A	10百万米ドル	80.0%	殺虫剤の製造販売
F U M A K I L L A I N D I A P R I V A T E L I M I T E D	75百万ルピー	99.9%	殺虫剤の販売
F U M A K I L L A A M E R I C A , S . A . D E C . V .	9百万ペソ	99.9%	殺虫剤の販売
F u m a k i l l a A s i a S d n . B h d .	75百万リギット	100.0%	東南アジアにおける間接所有 子会社の統括管理
F u m a k i l l a M a l a y s i a B e r h a d	40百万リギット	99.7%	殺虫剤の製造販売
F u m a k i l l a V i e t n a m P t e . , L t d .	8百万米ドル	100.0%	殺虫剤の製造販売
F u m a k i l l a (T h a i l a n d) L t d .	220百万バーツ	100.0%	殺虫剤の製造販売
P T . F U M A K I L L A N O M O S	8百万米ドル	100.0%	殺虫剤の製造販売
F U M A K I L L A M Y A N M A R L T D .	6百万米ドル	100.0%	殺虫剤の製造販売
Z A P I I N D U S T R I E C H I M I C H E S . P . A .	3,000千ユーロ	90.0%	殺虫剤の製造販売
T R E Z E T A I M M O B I L I A R E S . R . L .	10千ユーロ	100.0%	不動産の賃貸事業
F U M A K I L L A E U R O P E S . R . L .	800千ユーロ	100.0%	殺虫剤の販売

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(6) 企業集団の主要な事業内容

当社グループは、殺虫剤、家庭用品、園芸用品、防疫剤の製造販売を主な事業内容としております。

(7) 企業集団の主要拠点等

主要な営業所及び工場

【国内拠点】

① 当社

本店：東京都千代田区

支店：首都圏支店：東京都千代田区

中部支店：愛知県名古屋市

関西支店：大阪府大阪市

中四国支店：広島県広島市

九州支店：福岡県福岡市

工場：広島工場：広島県廿日市市

② 日広産業株式会社

本社工場：広島県広島市

③ 大下製薬株式会社

本社工場：広島県廿日市市

④ フマキラー・トータルシステム株式会社

本店：東京都千代田区

⑤ F S ブルーム株式会社

本店：東京都千代田区

【海外拠点】

① PT. FUMAKILLA INDONESIA、PT. FUMAKILLA NOMOS：インドネシア

② FUMAKILLA INDIA PRIVATE LIMITED：インド

③ FUMAKILLA AMERICA, S.A. DE C.V.：メキシコ

④ Fumakilla Malaysia Berhad、Fumakilla Asia Sdn. Bhd.：マレーシア

⑤ Fumakilla Vietnam Pte.,Ltd.：ベトナム

⑥ Fumakilla (Thailand) Ltd.：タイ

⑦ FUMAKILLA MYANMAR LTD.、Vape Myanmar Limited：ミャンマー

⑧ FUMAKILLA EUROPE S.R.L.、ZAPI INDUSTRIE CHIMICHE S.P.A.、
TREZETA IMMOBILIARE S.R.L.：イタリア

(8) 使用人の状況

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
2,498名	98名減

(注) 使用人数は就業員数であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
242名	9名増	41.4歳	14.0年

(注) 使用人数は当社への受入出向者を含む就業員数であり、他社への出向者(37名)を含まず、また嘱託、契約社員、パートタイマー189名(当事業年度中の平均在籍人員)も含めておりません。

(9) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入残高
	百万円
株式会社みずほ銀行	6,428
株式会社広島銀行	5,130
株式会社もみじ銀行	1,600
株式会社中国銀行	1,140
株式会社四国銀行	360
株式会社伊予銀行	360
みずほ信託銀行株式会社	250
Unicredit S.p.A.	223
Credito Emiliano S.p.A.	167
りそなプルダニア銀行	164

2. 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 16,490,000株
(自己株式10,436株を含む。)
- (3) 株主数 22,902名
- (4) 大株主 (上位10名)

当社の大株主の状況は以下のとおりであります。

株 主 名	持 株 数 千株	持 株 比 率 %
エ ス テ ー 株 式 会 社	1,728	10.48
公 益 財 団 法 人 大 下 財 団	1,327	8.05
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	580	3.52
株 式 会 社 広 島 銀 行	574	3.48
大 下 産 業 株 式 会 社	561	3.40
住 友 化 学 株 式 会 社	433	2.63
福 山 通 運 株 式 会 社	300	1.82
大 下 一 明	280	1.70
大 下 俊 明	254	1.54
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	219	1.32

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しています。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役（2025年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	大 下 一 明	
代表取締役専務	加 藤 孝 彦	国内営業本部長 フマキラー・トータルシステム株式会社 取締役
常 務 取 締 役	Dato' Brian Tan Guan Hooi	Fumakilla Asia Sdn. Bhd. プレジデント & CEO Fumakilla Malaysia Berhad プレジデント & CEO FUMAKILLA MYANMAR LTD. 会長(Chairman) Vape Myanmar Limited 会長(Chairman) Fumakilla Vietnam Pte.,Ltd. 会長(Chairman) FUMAKILLA INDIA PRIVATE LIMITED 会長(Chairman)
常 務 取 締 役	力 石 敬 三	PT. FUMAKILLA NOMOS 代表取締役社長 Fumakilla (Thailand) Ltd. 代表取締役会長 兼 CEO
常 務 取 締 役	村 元 俊 亮	国際本部長 ZAPI INDUSTRIE CHIMICHE S.P.A. 社長 TREZETA IMMOBILIARE S.R.L. 社長
取 締 役	井 上 裕 章	広島工場長 兼 生産本部長 品質本部 管掌 開発本部 管掌 日広産業株式会社 代表取締役専務 大下製薬株式会社 代表取締役社長
取 締 役	郷 原 和 哉	管理本部長
取 締 役	土 井 将 和	国内営業副本部長 兼 首都圏支店長
取 締 役	杉 山 隆 史	Fumakilla Asia Sdn. Bhd. 取締役 Fumakilla Malaysia Berhad 取締役
取 締 役	中 野 佳 信	
取 締 役	國 富 純	
取 締 役	古 屋 雅 弘	瀬戸建設株式会社 顧問

地	位	氏	名	担当及び重要な兼職の状況
取	締	役	安 倍 寛 信	ヤマエグループホールディングス株式会社 社外取締役監査等委員
取	締	役	的 場 稔	シンジェンタジャパン株式会社 取締役会長
取	締	役	武 井 康 年	弁護士法人広島総合法律会計事務所 弁護士
取	締	役	三 宅 稔 子	小森法律事務所 弁護士
取	締	役	吉 島 亨	大下産業株式会社 非常勤顧問
常 勤	監 査	役	田 辺 由 來 夫	
監	査	役	嶋 田 洋 秀	
監	査	役	小 松 原 浩 平	公認会計士小松原会計事務所 公認会計士
監	査	役	溝 下 博	学校法人石田学園広島経済大学 教授

- (注) 1. 取締役中野佳信氏、國富純氏、古屋雅弘氏、安倍寛信氏、的場稔氏、武井康年氏、三宅稔子氏及び吉島亨氏は、社外取締役であります。
2. 監査役小松原浩平氏及び溝下博氏は、社外監査役であります。
3. 監査役小松原浩平氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役中野佳信氏、國富純氏、古屋雅弘氏、安倍寛信氏、的場稔氏、武井康年氏、三宅稔子氏、監査役小松原浩平氏及び溝下博氏は、東京証券取引所が規定する独立役員であります。
5. 当社は、各社外取締役及び各監査役との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役については500万円又は法令が定める額のいずれか高い額、監査役については300万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者が業務に起因して損害賠償を負った場合に負担することとなる損害等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った場合等保険契約上で定められた免責事由に該当する場合には填補の対象としないこととしております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は2021年3月11日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しており、その概要は、以下のとおりです。なお、当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について取締役会の任意諮問機関である指名・報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

a. 基本報酬(金銭報酬)に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案しております。

b. 業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬等は、年1回支給する「賞与」で構成され、「賞与」は、当該事業年度の提出会社の当期純利益及びその他諸般の事情を勘案して支給総額を決定しております。当該指標を採用している理由としましては、当期純利益が企業の収益力や企業価値を評価する基準として一般的に定着している適切な指標と考えられることから、当該指標を業績連動報酬に係る指標として選択しております。

各取締役への配分については、当社の定める基準に基づき、取締役会で決議することとしております。

c. 取締役の個人別の報酬等についての決定の委任に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額としております。

取締役会は当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名・報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は当該答申の内容に従って決定しなければならないこととしております。

なお、業績連動報酬等の各取締役への配分については、当社の定める基準に基づいて算出した金額を基に、取締役会で決議することとしております。

ロ. 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役	287	287	-	-	17
(うち社外取締役)	(41)	(41)	(-)	(-)	(8)
監 査 役	32	32	-	-	5
(うち社外監査役)	(10)	(10)	(-)	(-)	(3)
合 計	319	319	-	-	22
(うち社外役員)	(52)	(52)	(-)	(-)	(11)

- (注) 1. 上表には、2024年6月27日開催の第75期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名(うち社外監査役1名)を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬額は、2020年6月26日開催の第71期定時株主総会において、年額500百万円以内(うち社外取締役分年額50百万円以内)(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は16名(うち社外取締役6名)であります。
4. 監査役の報酬額は、2020年6月26日開催の第71期定時株主総会において、年額70百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会決議時点の監査役の員数は4名(うち社外監査役2名)であります。
5. 基本報酬の額には当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額47百万円(取締役17名に対し44百万円(うち社外取締役8名に対し6百万円)、監査役4名に対し2百万円(うち社外監査役2名に対し0百万円))が含まれております。

6. 業績連動報酬等の業績指標の内容及び当該業績指標を選定した理由並びに算定方法は「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等 b.業績連動報酬等に関する方針」に記載のとおりであります。なお、当事業年度は業績連動報酬等を支給していません。
7. 取締役会は、代表取締役社長大下一明氏に対し、各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬諮問委員会がその妥当性等について確認しております。

ハ. 当事業年度において支払った役員退職慰労金

2024年6月27日開催の第75期定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した監査役に対し支払った役員退職慰労金は以下のとおりであります。

監査役1名3百万円（うち社外監査役1名3百万円）

（各金額には、上記ロ.及び過年度の事業報告において監査役の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金繰入額として、監査役1名3百万円（うち社外監査役1名3百万円）が含まれております。）

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等との兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係
当社と以下の兼職先との間には、何れも特別の関係はありません。
 - (a) 古屋雅弘氏
瀬戸建設株式会社 顧問
 - (b) 安倍寛信氏
ヤマエグループホールディングス(株) 社外取締役監査等委員
 - (c) 的場稔氏
シンジェンタジャパン株式会社 取締役会長
 - (d) 武井康年氏
弁護士法人広島総合法律会計事務所 弁護士
 - (e) 三宅稔子氏
小森法律事務所 弁護士
 - (f) 吉島亨氏
大下産業株式会社 非常勤顧問
 - (g) 小松原浩平氏
公認会計士小松原会計事務所 公認会計士
 - (h) 溝下博氏
学校法人石田学園広島経済大学 教授

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	中 野 佳 信	当事業年度開催の取締役会15回のすべてに出席し、主に長年にわたる企業経営の豊富な経験と実績を活かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から発言等を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取 締 役	國 富 純	当事業年度開催の取締役会15回のすべてに出席し、主に長年にわたる企業経営の豊富な経験と実績を活かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から発言等を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取 締 役	古 屋 雅 弘	当事業年度開催の取締役会15回のすべてに出席し、主に長年にわたる企業経営の豊富な経験と実績を活かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から発言等を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取 締 役	安 倍 寛 信	当事業年度開催の取締役会15回のうち14回に出席し、主に長年にわたる企業経営の豊富な経験と実績を活かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から発言等を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取 締 役	的 場 稔	2024年6月27日就任以降の当事業年度開催の取締役会に11回のうちすべてに出席し、議案審議等に必要発言を適宜行っております。長年にわたる企業経営の豊富な経験と実績を活かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から発言等を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取 締 役	武 井 康 年	当事業年度開催の取締役会15回のうち14回に出席し、主に弁護士としての専門的見地を活かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から発言等を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取 締 役	三 宅 稔 子	当事業年度開催の取締役会15回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地を活かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から発言等を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	吉 島 亨	当事業年度開催の取締役会15回のすべてに出席し、主に長年にわたる企業経営の豊富な経験と実績を活かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から発言等を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監 査 役	小 松 原 浩 平	2024年6月27日就任以降の当事業年度開催の取締役会11回のうち10回に出席し、監査役会5回のうちすべてに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。
監 査 役	溝 下 博	当事業年度開催の取締役会15回、監査役会6回のすべてに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	55百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	55百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な子会社のうち、PT. FUMAKILLA INDONESIA、Fumakilla Asia Sdn. Bhd.、Fumakilla Malaysia Berhad、Fumakilla Vietnam Pte.,Ltd.、PT. FUMAKILLA NOMOS他7社は当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けております。

3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

4. 上記の他、前事業年度の監査に係る追加報酬の額が3百万円あります。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条第1項各号に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決定により、会計監査人の解任又は不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

(4) 会計監査人と締結している責任限定契約の内容の概要

該当する事項はありません。

5. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

・当社は、「誠魂長才※」を社是とし、「ひとの命を守る。ひとの暮らしを守る。ひとを育む環境を守る。わたしたちは、世界中の人々がいつまでも安心して快適に暮らすことのできる社会づくりに貢献していきます。」という経営理念のもとで、中長期的な視点から経営を行い、グローバルな競争力を持つ企業として企業価値の向上に努めております。

※「誠魂長才」＝何事に対しても誠心誠意、真心をもって事に当り、常に努力して才能を伸ばし、知識を広め、社会・国家に貢献します。

・そのためには、当社がコア事業の殺虫剤、家庭用品、園芸用品において長年にわたり培ってきた生産・販売・技術の専門知識やノウハウ、経験をもとに、顧客満足度の高い高付加価値商品を積極的かつ継続的に開発することが必須条件であり、同時に国内及び海外の顧客・取引先等との長期的な関係構築が不可欠であります。

・こういった当社の事業特性を理解し長期的視野で当社の理念を実施していくことが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益につながるものと考え、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、上記の理念を実践する者でなければならないと考えております。

・当社といたしましては、公開企業である当社株式の売買は、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものと考えておりますが、当社及び当社のグループ会社（以下、総称して「当社グループ」といいます。）の企業価値・株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者に対しては、必要かつ相当な措置を採ることにより、当社グループの企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保する必要があると考えております。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

・当社は、当社の前身である大下回春堂の1924年の創立以来、殺虫剤を中心に園芸用品、家庭用品、業務用品へと事業領域を拡大し、日本のみならず世界中を舞台とするグローバル企業へと躍進を遂げてきました。現在、グループ会社として国内主要連結子会社4社及び海外主要連結子会社12社（所在国：インドネシア、マレーシア、タイ、ベトナム、ミャンマー、インド、メキシコ、イタリア）で製造販売または販売を行い、中南米・中近東の2ヶ国で技術指導による現地生産を行っており、世界約70ヶ国に及ぶ海外ネットワークを構築しております。

・当社グループは、創立以来特に研究開発に注力し、世界初の専売特許殺虫剤「強力フマキラー液」に始まり、1963年には世界初の電気蚊取り「ベープ」、その後2000年には世界最長の電池式虫よけ「どこでもベープ」、2008年には火も電気も水も使わない次世代蚊取り「おすだけベープ」を発売する等、斬新な発想による幾多の新価値創造型新製品を生み出してまいりました。

・特に、主力の殺虫剤においては、世界中で発生している害虫による感染症の脅威や外来種の危険な害虫に対して、これまでに培ってきた技術とノウハウを結集し、今までにない高効力を訴求した製品を開発するとともに、感染症の恐ろしさを伝える啓発活動にも取り組んでおります。

- ・また、ウイルス・細菌・アレルギーなど暮らしの周りに潜む見えないリスクへの対策など、消費者の生活環境に適応した製品の提案を推進し、さらなる企業価値の向上に努めてまいります。
- ・当社は、当社グループの開発・生産・販売体制を整備し、国内と海外子会社間の連携強化とグループ・シナジー効果を高めて事業の拡大と収益力の改善を図り、グローバルな競争力を持つ企業を目指してまいります。
- ・このように当社の経営理念の継続的な実行により、当社の企業価値ないし株主共同の利益の最大化が実現され、当社の事業を構成する全てのステークホルダー（株主、顧客、従業員、社会等）に利益をもたらすものと考えております。
- ・また、当社は、経営の透明性及び効率性を確保し、ステークホルダーの期待に応え企業価値を増大させることがコーポレート・ガバナンスの基本であると考え、コーポレート・ガバナンスの強化を経営の重要課題の一つに位置付けております。

(3) 不適切な支配の防止のための取組み

- ・当社は、2024年5月17日の取締役会において、会社法施行規則第118条第3号に定める株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「本基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして、当社株式等に対する大規模買付行為への対応方針（以下、更新後の対応方針を「現プラン」といいます。）の改定及び継続について決議し、同年6月27日開催の第75期定時株主総会において現プランにつき株主の皆様のご承認をいただきました。
- ・現プランの有効期間は、2027年6月に開催予定の定時株主総会終結の時までとなっております。
- ・現プランは、大規模買付行為、すなわち特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付行為が行われる際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が適切に判断するために必要な情報や時間を確保し、当社株主の皆様によって当社経営陣が大規模買付者と交渉を行うこと等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の最大化に資することを目的とするものであります。
- ・大規模買付行為を行おうとする大規模買付者は、現プランに従い、大規模買付行為に先立ち、株主の皆様のご判断並びに当社取締役会による評価・検討等のために必要な情報を提供することが求められます。大規模買付者が現プランに定める手続を遵守しない場合や、大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものと認められる場合で、現プラン所定の発動要件を満たす場合には、大規模買付者等所定の者による行使が原則として認められないとの行使条件等が付された新株予約権の無償割当てその他の措置を講じることにより、大規模買付行為に対抗します。
- ・現プランにおきましては、当社取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の合理性及び公正性を確保することを目的として独立委員会を設置しております。
- ・また、現プランにおきましては、当社取締役会は、対抗措置の発動の是非に関する独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動又

は不発動の決議を行うものとされております。

- ・その他現プランの詳細につきましては、当社ウェブサイト
(アドレスhttps://www.fumakilla.co.jp/corporate/2024/05/75_kabushiki_20240517.pdf) をご参照
下さい。

(4) 上記の取組みについての取締役会の判断

- ・当社は、当社の支配権移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。
- ・また、当社は、大規模買付行為が、本基本方針に合致し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に中長期的に資するものである限りにおいて、これを否定するものではありません。
- ・しかしながら、株式等の大規模買付行為の中には、株主の皆様が大規模買付行為の内容を検討し、また当社取締役会が株主の皆様へ代替案等を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損することが明白である濫用的なもの、株主の皆様へ当社の株式等の売却を事実上強制するおそれのあるもの等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも想定されます。
- ・当社取締役会は、こうした事情に鑑み、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が適切に判断するために必要な情報や時間を確保し、当社株主の皆様へ代わって当社経営陣が大規模買付者と交渉を行うこと等により、当社の企業価値ないし株主共同の利益の最大化に資するよう現プランを継続することとしました。上記の取組みは本基本方針に沿うものであり、また、当社の株主の共同の利益を損なうものではないと考えております。
- ・なお、現プランにおきましては、取締役会の恣意的な判断によって対抗措置が発動されることを防止するため、独立委員会を設置し、独立委員会の勧告を尊重して買収防衛策が発動されることが定められているほか、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されており、上記取組みは当社の取締役の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	44,502	流動負債	33,238
現金及び預金	10,048	支払手形及び買掛金	7,371
受取手形	63	電子記録債権	2,216
売掛金	17,466	短期借入金	15,514
電子記録債権	524	1年内返済予定の長期借入金	293
商品及び製品	8,839	リース債権	104
仕掛品	753	未払金	3,573
原材料及び貯蔵品	4,653	未払法人税等	155
返品資産	737	賞与引当金	808
その他	1,435	返金負債	2,295
貸倒引当金	△20	その他	903
固定資産	20,468	固定負債	4,008
有形固定資産	10,657	長期借入金	560
建物及び構築物	5,509	リース債権	283
機械装置及び運搬具	2,392	繰延税金負債	1,270
工具・器具及び備品	498	退職給付に係る負債	877
土地	948	役員退職慰労引当金	459
リース資産	38	資産除去債務	34
使用権資産	766	その他	523
建設仮勘定	504	負債合計	37,246
無形固定資産	2,966	(純資産の部)	
のれん	952	株主資本	19,906
商標	744	資本	3,698
その他	1,268	資本剰余金	4,659
投資その他の資産	6,844	利益剰余金	11,558
投資有価証券	5,177	自己株式	△9
繰延税金資産	737	その他の包括利益累計額	5,349
退職給付に係る資産	187	その他有価証券評価差額金	2,065
その他	911	為替換算調整勘定	3,208
貸倒引当金	△169	退職給付に係る調整累計額	75
資産合計	64,970	非支配株主持分	2,467
		純資産合計	27,723
		負債・純資産合計	64,970

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上	73,854
売上	51,302
販売費	22,552
営業	19,905
営業	2,646
受取	315
不技術	47
営業	26
支為	184
経	157
特	470
固	71
投	2,520
特	2,520
固	4
投	123
特	128
固	3
役	0
税	3
法	0
法	3
当	0
期	3
非	0
支	3
配	0
株	3
主	0
に	3
帰	0
属	3
す	0
る	3
当	0
期	3
純	0
利	3
益	0
親	3
会	0
社	3
株	0
主	3
に	0
帰	3
属	0
す	3
る	0
当	3
期	0
純	3
利	0
益	3

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	20,472	流動負債	24,117
現金及び預金	747	支払手形	113
受取手形	63	買掛金	2,579
売掛金	9,756	電子記録債権	2,238
商品及び製品	293	短期借入金	15,273
仕掛品	5,024	未払金	13
原材料及び貯蔵品	575	未払法人税等	1,464
返品資産	1,603	預り金	44
前払費用	594	賞与引当金	2,055
未収入金	208	設備関係の負債	20
貸倒引当金	185	役員退職慰労引当金	233
	1,328	役員退職慰労引当金	74
	178	預り保証金	6
	△86	固定負債	1,299
固定資産	22,376	役員退職慰労引当金	384
有形固定資産	4,863	長期未払負債	24
建物	2,686	長期未払負債	14
構築物	352	資産除却負債	478
機械及び装置	713	繰延税金負債	10
車両及び運搬具	21	繰延税金負債	369
工具・器具及び備品	381	繰延税金負債	17
土地	592	負債合計	25,417
一ス資産	38	(純資産の部)	
建設仮勘定	78	株主資本	15,366
無形固定資産	47	資本剰余金	3,698
商標	3	資本剰余金	5,585
電話加入権	5	資本準備金	600
ソフトウェア	38	その他資本剰余金	4,984
投資その他の資産	17,465	利益剰余金	6,092
投資有価証券	5,116	利益準備金	323
関係会社株	12,027	その他利益剰余金	5,768
長期前払費用	94	別途利益剰余金	4,620
前払年金費	86	繰越利益剰余金	1,148
その他の	682	自己株式	△9
貸倒引当金	△541	評価・換算差額等	2,065
資産合計	42,849	その他有価証券評価差額金	2,065
		純資産合計	17,432
		負債・純資産合計	42,849

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上	25,542
原価	19,611
総売上及び営業外収益	5,930
一般管理費	6,879
営業外収益	948
受取利息及び配当	1,406
不動産指の	37
貸付	655
回収	94
営業外費用	2,193
支払利息	55
その他	43
経常利益	1,146
特別利益	123
投資有価証券売却益	0
売却益	123
特別損失	2
固定資産除売却損	0
役員退職慰労金繰入	140
金額	142
税引前当期純利益	1,127
法人税、住民税及び事業税	129
法人税等調整額	△12
当期純利益	1,010

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

フマキラー株式会社
取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人
広島事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森島 拓也
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 高藤 顕広
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、フマキラー株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フマキラー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

フマキラー株式会社
取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人
広島事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森島 拓也
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高藤 顕広

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、フマキラー株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までにおける第76期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門である総合統括部及びその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、定期的にまた必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。重要な国内外の子会社に対しては往査を行い、業務の執行状況を調査しました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月21日

フマキラー株式会社 監査役会

監査役(常勤) 田 辺 由來夫 ㊞

監 査 役 嶋 田 洋 秀 ㊞

社外監査役 小松原 浩 平 ㊞

社外監査役 溝 下 博 ㊞

株主総会参考書類

議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要政策のひとつとして位置づけ、安定的かつ継続的な利益還元を基本としながら、業績の動向及び将来の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおり第76期の期末配当をさせていただきたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金22円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は362,550,408円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月30日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

① 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金	700,000,000円
-------	--------------

② 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金	700,000,000円
---------	--------------

以上

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

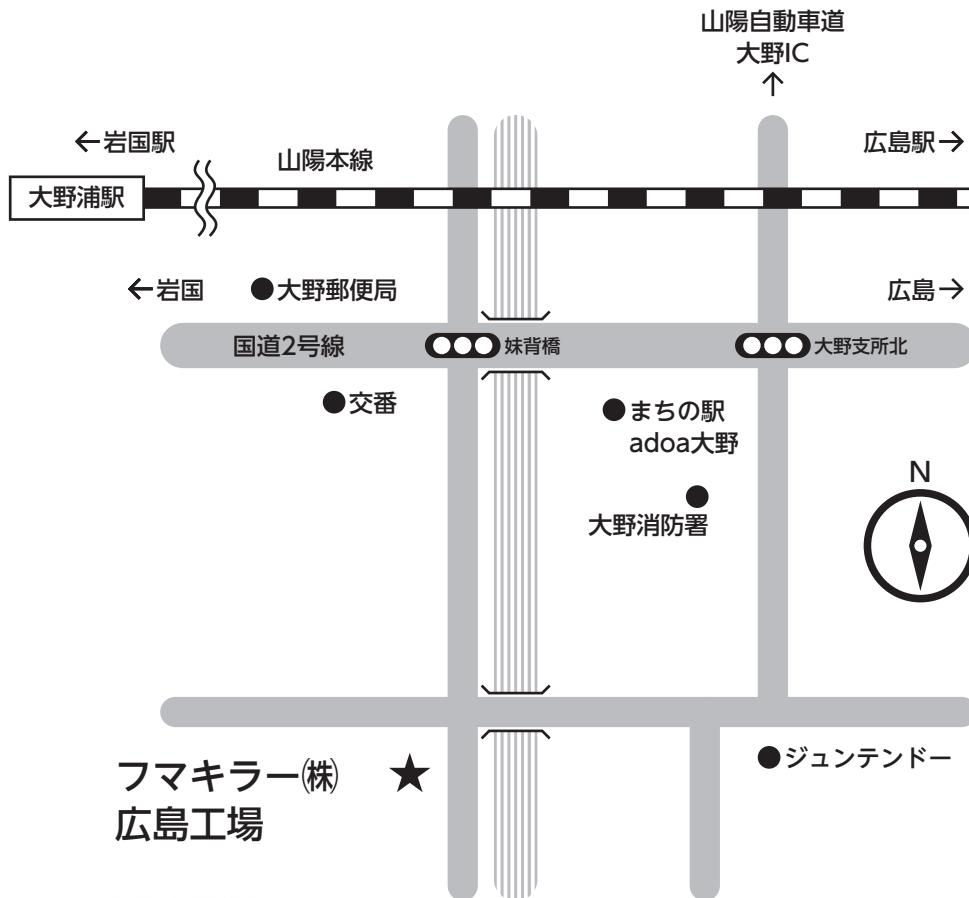
A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

広島県廿日市市梅原一丁目11番13号
フマキラー株式会社 広島工場会議室
電話(0829) 55-2111 (代)



○宮島口駅より車で15分。
大野浦駅より車で5分、徒歩で20分。

招集ご通知がスマホでも！



パソコン・スマートフォン
からでも招集ご通知がご覧
いただけます。

<https://p.sokai.jp/4998/>



UD
FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。